

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和6年12月9日(月曜日)
午前9時30分～午前10時27分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 末 永 義 美 委 員 長 井 上 敬 副委員長
三 好 睦 子 委 員 秋 枝 秀 稔 委 員
戎 屋 昭 彦 委 員 藤 井 敏 通 委 員
竹 下 駿 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
荒 山 光 広 議 長
- 6 出席した事務局職員
岡 崎 基 代 議 会 事 務 局 長 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 議 事 調 査 班 長
寺 埜 真 輔 議 会 事 務 局 庶 務 班 長
- 7 説明のため出席した者の職氏名
志 賀 雅 彦 副 市 長 南 順 子 教 育 長
井 上 辰 巳 市 民 福 祉 部 長 市 村 祥 二 建 設 農 林 部 長
千々松 雅 幸 教 育 委 員 会 事 務 局 長 佐々木 靖 司 市 民 福 祉 部 次 長
中 村 壽 志 建 設 農 林 部 次 長 沓 野 純 枝 市 民 課 長
向 井 保 幸 生 活 環 境 課 長 佐 伯 瑞 絵 子 育 て 支 援 課 長
中 島 幹 晃 学 校 教 育 課 長 野 村 一 守 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 推 進 課 長
神 田 高 宏 文 化 財 保 護 課 長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（末永義美君） ただいまより、教育民生委員会を開会します。

議長、報告等ございましたらお願いします。

○議長（荒山光広君） 特にございませぬ。よろしくをお願いします。

○委員長（末永義美君） それでは、本委員会において——本議会において、本委員会に付託された市長提出議案28件について審査しますので、御協力をお願いします。

執行部及び委員の皆様は、簡潔な説明と質疑に努められますようお願いいたします。

それでは、審査を始めます。

まず、議案第102号から議案第121号及び議案第124号並びに議案第125号の議案22件は関連がありますので、会議規則第88条に基づき、一括議題とします。執行部より説明を求めます。野村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（野村一守君） 議案第102号から議案第121号、議案第124号及び議案第125号の22件は施設使用料の改定に関する議案であります。

対象施設は、学校施設、公民館、コミュニティセンター、保育所施設等と所管課が複数にわたっておりますが、改正理由が同様であることから、一括して説明いたします。

このたびの改正は、平成24年4月策定の使用料・手数料見直しに関する基本方針に基づき行うものでございます。

この基本方針では、使用料・手数料の設定における基本的な考え方として、4つのポイントが掲げられております。

1つ目は、受益と負担の公平性の確保、2つ目は、算定方法の明確化、3つ目は、減免規定の適正化、4つ目は、定期的な見直しの実施でございます。

定期的な見直しにつきましては、おおむね4年に一度とされており、前回の改定を令和3年4月に行っていることから、令和7年——失礼、令和7年4月からの使用料の改定を行うため、関係条例の一部改正を行うものでございます。

使用料の算定方法は、過去3年間の施設維持管理費、施設に占める貸出し対象面積の割合、年間使用可能時間、性質別負担割合を計算式に当てはめて算出することが基本的な方法であります。照明施設使用料など、別途算定方法を定めて算出しているものもあります。

また、算出した結果が現行額の1.5倍を超えるときには、特別な理由がない限り、

現行額の1.5倍を上限としております。

各施設使用料の改定内容については、各議案に記載のとおりでありますので御覧ください。

なお、施行日は、議案第121号美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例については、令和7年7月1日、その他については、令和7年4月1日とするものでございます。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。各議案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。

106号なんですけれど、この説明書について、議案の2ページなんですけれども、これを見ますと、学校施設の使用料になっておりまして、今の説明では、面積とか関係あると言われましたけれど、この新旧対照表を見ますと同じような感じなんですけれど、この広さ、面積には関係がないように思うんですけど、今あると言われましたけど、もう少し説明をお願いいたします。

○委員長（末永義美君） 中島学校教育課長。

○学校教育課長（中島幹晃君） お答えいたします。

各地域にある体育施設である体育館を含め各学校にある屋内運動場は、その地域住民のスポーツ振興や体力向上に使用されているところです。

各体育館の広さの違いにより使用料を算定すると地域間で使用料に差が生じることから、体育館の使用目的や利用の実態に鑑み、算定——基礎算定の際に面積も考慮に入れますが、全体を平均し、一律の料金を設定しているところでございます。

運動場や教室についても同様でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） これ、一括説明で一括質疑と言われたけど、一緒にずっと言っていていいです、何点かあるんですけど。いいですか。

107号なんですけれど、大ホールの1階が310円で、今回の改正では180円になっておりますが、ほとんどが据置きか値上げになっておりますけれど、この値下げについての理由をお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 野村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（野村一守君） ただいまの質問にお答えします。

市民会館の大ホール1階のロビー、こちらを値下げした理由につきましては、令和5年度に、市民会館大ホール入り口の1階のロビー、この部分のトイレの改修を行っております。トイレがロビー部分に、今までは地下だったんですが、ロビーに出てきた関係で、ロビーの使用可能な面積が減ったことから使用料の減額、値下げになったものでございます。

以上です。

○委員（三好睦子君） 117号なんですけれど、これ大田テニス場が140円、秋芳テニス場が140円と同じなんですけれど、写真撮ってきてますけど、写真送らなくてもいいですね。

大田のテニス場は、真砂土で雨とか降ればもう固まってしまって、プレイがしにくくなったりして、草も生えてます。この数年前も何度も改修してくださいってしておりますけれど、改修されてませんが、使用料については、ちゃんと当たり前と同じようになっておりますけれど、これでいいのかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

そして、夜間照明についても同じことが言えるんですけれど、私現場に行ってみたんですけど、ワット数が違うと思うんですけれど、これも同じでいいんでしょうか。使用料が同じでいいかということをお尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 野村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（野村一守君） ただいま大田のテニス場に関する質問でございますが、まず、基本方針では、使用料の算定に導入コスト、こちらのほうを反映することにはなっておりませんで、維持管理経費による算定を行っておりますのでございます。

委員おっしゃるとおり、大田テニス場は、コート表面が土で整地してある、いわゆるクレイコートと言われるものでございます。

一方、秋芳テニス場や美祢中央公園テニスコートは、人工芝に砂を撒いたいわゆるオムニコートと呼ばれるものでございます。

オムニコートは、雨が降ってもすぐに水がはけるため、天候による影響が少ないというふうなメリットがございます。

クレイコートにつきましては、表面が弾力率等が土であることから、オムニコートに比べ、選手の足腰への負担が少ないとされているものでございます。

また、ボールがバウンドした後のスピードが緩やかになりまして、ラリーが長く続くと、結果、ストロークとフットワークの強化につながり、選手の育成にも適していると言われているものでございます——でありますので、近年、土のコートが日本の全国で、新たに土のコートの設置をされ始めておりまして、見直しがされておるといところでございます。

このことから、土のコートが人工芝のコートに対して、著しく劣っているとは言えないものというふうに考えております。

昨年度、実は、表面を均平にする補修をかなりの金額をかけてやったところではありますが、しかしながら、やはり水はけが悪いというところについては、確かに委員おっしゃるとおりでございます。

そういうところもありますけれど、夜間照明の話もありましたが、こちらも含めてですね、夜間照明については、やはり各施設、照明の種類が違います。照明の数といえますか、電球の数といえますか、それも確かにおっしゃるようには違うんですけど、夜間、テニスを使用するために必要な照明の提供ということで、こちら、明るさが若干違うとは思いますが、このサービスを同様にしているということで、全テニスコートの使用料と夜間施設の照明の使用料、これを全て均一にしたものということで設定をしております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の理由が述べられましたけど、やはり値上げされるのでしょうか。再確認です。

○委員長（末永義美君） 野村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（野村一守君） 値上げにつきましては、このたび議案で提出させていただきましたとおり、値上げをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 121号なんですけれど、これは美祢市高齢者福祉「カルスト

の湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正なんですけれど、これについてお尋ねします。

これは、ボイラーの値上げ——等の値上げ、仕方がないという声を聞いております。そして、また、このお湯がすごくよくてよい、そして安い、そして安すぎではないかという声も聞いております。

それで、日頃から使われてる方から、ドライヤーが1個では少ないねという声も聞きました。常連のお客さんたちは、自分でドライヤーを持って来られて使用されているのだと思うんですが、テンパールが落ちることがあると言われたので、この値上げに関しての際に、テンパールを上げるとか、それから回数券ですけど、ここにありますが、回数券が2回分、無料なサービスになっております。これは1回でいいんじゃないかと思います。2回目も、回数券12回分じゃなくてもいいんじゃないかと思います。

それと——それとですね——となっております。それからですね、このいろんなことを私ちょっと行ってみましたけれど、そのテンパールのこととそれからドライヤーのことと、それから値上げの場合、私これは感じたんですけど、値上げの場合に、私も以前農協の店舗におりまして、当時は（聞き取り不可）じゃなくて、レジで釣銭でしたけれども、議案では改正案が250円になっておりますけど、50円というのは釣銭に困るので、250円ではなく300円とかがいいのではないかと思います。それと——値上げ——以上です。

それについてですね、それについて、お尋ね——それとですね、もう1件あるんですけど、男湯と女湯であったんですけど、男湯は椅子が高くて、女の湯のほうは普通の家庭の小さな椅子でしたから、これなども変えなければいけないのではないかと思ったんですが、これらについて、どのようにお考えかお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 三好委員、それが御質問なのか、要望なのか。

○委員（三好睦子君） 要望です。

○委員長（末永義美君） 要望ですか、ここは質疑です。要望は今お聞き取れないと思うんですけども。三好委員。

○委員（三好睦子君） こういった値上げに関して、こういった現状があるんですが、それらについて、どのようにお考えかお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） ただいまの御質問にお答えします。

今、委員御発言の内容一つ一つ一応確認しましたので、1個1個対応させていただければと思います。

まず、ドライヤーの件ですが、おっしゃるように、これまで常時サーキュレーターとか扇風機等を回しておりまして、各男女更衣室の電気容量というのは限られております。過去、ドライヤーを持ち込まれた、ドライヤーを多数御利用されて、ブレーカーが落ちたということも確かに聞いております。

で、機器具については、適切な時期に故障がないように買い替えをしたり、これまでもしておりますし、今後も努めていきたいと思っております。

ただ、電気容量については、いま一度実情を確認して、必要な電気容量に達していない状況であれば、タイミングを見て、容量の増加というのも今後検討してまいりたいと考えております。

○委員長（末永義美君） 三好委員、これは個々の問題であり、この議案にはちょっと適さないと思うんですけども、あまりにも詳細過ぎて。これは、料金の改定でしょう。三好委員。

○委員（三好睦子君） それは、どの場で言えばいいんでしょうか。

○委員長（末永義美君） これは、今……。三好委員。

○委員（三好睦子君） では、後日、要望書を出します。

○委員長（末永義美君） それで、よろしいですか。

○委員（三好睦子君） もう1件あります。

この議案の中で、先ほど説明がありましたけれど、施行期日を言いますと来年の7月1日となっているという説明がありました——あります。もちろんこれ、普通みな4月1日なんですけど、7月1日にした理由についてお尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） お答えします。

施行期日が令和7年7月1日となっておりますのは、この施設は平成22年4月の料金改定を最後に、10年間改定を行っておりません。今回、15年ぶりの改定となります。

市内の方の御利用者には——この施設は市内の方の御利用者に加え、市外から3,000人から——年間3,000人から4,000人の御利用をいただいております。

今回の15年ぶりの値上げに当たりまして、市長の補助機関でありますカルストの湯運営協議会のほうに、せんだって、諮問をさせていただきまして御審議いただいております。

この中において、市内外から多数御利用いただいているこの施設、それから回数券も発行しておることも考えますと、一定の長期の周知期間が必要であるという御提言をいただきました。

したがいまして、本議会で御議決をいただければ、半年間の周知期間を経て、令和7年7月1日の施行とさせていただきたいというものでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。それでは、そのほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、各議案に対する討論を行います。御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） すみません、ちょっと待って、全然出てない。委員長、これ、今言われたように、102号についてだけですよね。

○委員長（末永義美君） 全部です。

○委員（三好睦子君） 全部ですか。質疑は各議案ごとによって言われませんでした。

（発言する者あり）全部一緒に。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 102号——議案第102号、103号、ちょっと待ってくださいね。ちょっと、今のちょっと初めから言わせてください。

議案の第121号については、これは賛成いたします。1個ずつではありませんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 今、ここ討論ですね。三好委員。

○委員（三好睦子君） 討論、全体いいですかね。121号を除いて——除いてはいけませんね——除きますね。121号について、私賛成ですが、これでいえば、先ほどもう協議会もあって、これについていうことですし、皆さんも、利用の方がもう安過ぎるよ、もう少し頑張ってもいいよ、それよりか施設設備をよくしてほしいという声も聞いておりますので、この121号については賛成しますが、ほかの件について

は、今の市民の、私たちの暮らしは、本当物価高で生活が厳しくなってます。

そして、公共施設ってというのは、誰もが文化、スポーツ、健康維持とか地域の活動とか気軽に利用するべきものであって、この光熱費が上がったからとかそのようなことで、行政が市民に負担をかけるべきではないと思い、121号——とっております。

○委員長（末永義美君） 三好委員、それは、料金を上げてもいいから設備を充実してくれという御意見ですね。

○委員（三好睦子君） 御意見——すみません。

○委員長（末永義美君） 先ほどおっしゃったとおり、料金を値上げするからいろいろな設備を充実してくれということについては（聞き取り不可）三好委員。

○委員（三好睦子君） （聞き取り不可）すみません、申し訳ありません。

ですから意見を、先ほども言いましたように、121号については意見ですよ。賛成いたしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 分かりました。そのほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、採決に入ります。

最初に、議案第102号美祢市観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） （発言する者あり）本案について、原案のとおり決することに御異議はありませんか。賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 終わります。

議案第102号美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議はありませんか。（発言する者あり）分かりました。本案について——最初から言います。

最初に、議案第102号美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の

挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第104号美祢市綾木ふるさと体験工場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号美祢市立学校施設使用条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第108号美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

議案第110号美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって議案第110号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第111号美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第112号美祢市田代コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号美祢市堀越コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第114号美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号美祢市城原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります——東厚コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第117号美祢市体育施設の設備設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方

の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第118号美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第120号美祢市保育施設使用条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第121号美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） よろしいです。異議なしと認めます。よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第124号美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第125号美祢市都市公園条例の一部改正についてを採決します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第126号美祢市児童公園及び児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） それでは、議案第126号美祢市児童公園及び児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

このたびの改正は、大嶺町東分にある美晴児童遊園について、現在、利用児童もなく、公園として利用されていない状況であることから、公園の機能を廃止し、普通財産として管理を行うため、所要の改正を行うものです。

なお、この条例は、令和7年1月から施行するものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 公園にされないと、今後、どのような活用になるのでしょうか。すみません、ちょっとここに、現場に行っていないんですけど、様子が分からないのでお尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの御質問にお答えします。

今後につきましては、普通財産として管理を行っていきますが、ちょっとまだ何に、どういったことに使うかはちょっとまだ検討している段階というか、まだ未定でございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。そのほかございませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねいたします。

今、私も不勉強でよく分からんのですが、公園と普通財産とはどう違うんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今、児童遊園、公園としてということで行政財産として、目的が児童の公園ということで使っております。

普通財産としては、いろんなことに使えるということでございます。よろしいでしょうか。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第126号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第127号市営住宅条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明を求めます。中村建設農林部次長。

○建設農林部次長（中村壽志君） それでは、議案第127号美祢市営住宅条例の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正は、美祢市営住宅長寿命化計画に基づき、秋芳町秋吉随徳団地の住宅を解体するため、美祢市営住宅条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、次のページの美祢市営住宅条例新旧対照表を御覧ください。団地の住宅解体戸数は、随徳団地4戸となります。

これに伴いまして、美祢市営住宅条例第3条第2項別表第1に規定する団地の戸

数を9戸から5戸に改正します。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第127号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第98号令和6年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。執行部より説明を求めます。沓野市民課長。

○市民課長（沓野純枝君） それでは、説明します。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正は、歳入歳出予算の総額を32億7,280万3,000円とするものです。

4ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の総額に変更はなく、歳入内で財源を調整するものです。上段、1目一般会計繰入金を276万9,000円減額しています。

内訳としては、5ページ上段の説明欄、財政安定化支援事業繰入金を434万2,000円減額、併せてその下、その他一般会計繰入金を157万3,000円追加するものです。

これは、財政安定化支援事業及びその他一般会計繰入金として繰り入れる国民健康保険被保険者負担軽減対策事業の事業費において、それぞれ繰入額が確定したことによるものです。

続いて、中段の1目国民健康保険基金繰入金を2,805万6,000円減額しています。

これは、先ほど説明した一般会計繰入金の補正、また、次に説明する繰越金の補

正に伴い、国民健康保険基金からの繰入額を調整するものです。

続いて、下段の1目繰越金を3,082万5,000円追加しています。

これは、令和5年度国民健康保険事業特別会計の決算に伴い、前年度繰越金を追加するものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第98号を採決します。本案について、原案どおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第100号令和6年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。執行部より説明を求めます。杳野市民課長。

○市民課長（杳野純枝君） それでは説明します。

補正予算書の1ページを御覧ください。

このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,256万円とするものです。

8ページを御覧ください。

歳入について、1目繰越金を37万1,000円追加しています。

これは、令和5年度後期高齢者医療特別会計の決算に伴い、前年度繰越金を追加するものです。

続いて、10ページを御覧ください。

歳出について、予備費を37万1,000円追加しています。

これは、歳入の追加分を予備費に追加するものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第100号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第128号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定についてを議題とします。執行部より説明を求めます。佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） それでは、議案第128号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定についてを御説明いたします。

現在、美祢市立豊田前保育園の指定管理者として、紫光会を指定しておりますが、令和7年3月31日をもって指定期間が満了となります。

次期指定管理者の候補者の選定に当たりましては、利用者と施設の管理者との間の継続的な信頼関係に特段の配慮が必要であるという点から、指定管理者候補者選定審査会の審査を経て、募集は非公募とすることを決定し、これまで指定管理者として保育運営を実施されてきた実績を踏まえて、現在の指定管理者である紫光会を候補者として選定したところです。

つきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、紫光会を指定管理者として再指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものです。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。

この運営方法が一般と違って指定管理になっておりますが、この説明書などの3ページを見ますと利用者の目標が書いてありますが、月に割ってみたら11人かなと思うんですが、今現在何人いらっしゃるのか。

また、運営方法が違うということで、保育士の配置基準とかはどのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの御質問にお答えします。

現在の入所児童数は13人です。

保育士の配置基準が適用されるかということですが、これは委託等関係なく、保育士は配置基準を満たして配置する予定です。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第128号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第129号美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定についてを議題とします。執行部に説明を求めます。向井生活環境課長。

○生活環境課長（向井保幸君） 議案第129号美祢市廃棄物処理施設の指定管理者の指定について御説明します。

現在、美祢市一般廃棄物最終処分場及び美祢市リサイクルセンターの指定管理者として、有限会社美祢環境クリーンを指定しておりますが、令和7年3月31日をもって指定期間が満了となります。

このため、次期の指定管理者を選定するための公募を行ったところ、現在の指定管理者である有限会社美祢環境クリーン1社からの応募があり、指定管理者候補者選定審査会による審査を経て、同社を候補者に選定したところであります。

つきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、有限会社美祢環境クリーンを指定管理者に指定した地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第129号を採決します。本案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

以上で、本会議において、本委員会に付託された議案28件についての審査を終了しました。

そのほか、委員の皆様から所管事項について何かありましたら発言をお願いします。（発言する者あり）

ここで、暫時休憩します。

午前10時22分休憩

午前10時26分再開

○委員長（末永義美君） 休憩から続き、会議を再開します。佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） 議案第126号の審議の際に、施行日は令和7年1月1日と説明いたしましたが、正しくは、令和7年4月1日でございます。

訂正しておわびいたします。

○委員長（末永義美君） ほかに皆様から先ほどの数字で、所管事項について、発言がございましたらよろしく申し上げます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時27分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年12月9日

教育民生委員長